

問い合わせ先

(EY India 駐在)

山口 哲男・松田 博司
早坂 周子・中原 孝博
本山 禎晃・伊藤 隆弘

(EY Japan 駐在)

城市 武志

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com
hiroshi.matsuda@in.ey.com
shuko.hayasaka@in.ey.com
nakahara.takahiro@in.ey.com
sadaaki.Motoyama@in.ey.com
Takahiro1.lto@in.ey.com
joichi-tksh@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2016 年 8 月号

1. 【税務】GST導入のための憲法修正法案の変更を閣議承認
2. 【社会保障】協定発効後のインド駐在員の対応方法
3. 【税務】GST対応で求められるITプロセス
4. 【会社法】会社法審判所と会社法控訴審判所の規則を通知
5. 【会社法】株式資本及び社債の第3次改正規則
6. 【税務】インドでの株式買戻税額算定のドラフト規則を発表
7. 【税務】2016 年所得申告スキームの FAQ 第 4 弾を公表
8. 【税務】所得計算開示基準の施行を 1 年延期、2016-17 年度から



EY

Building a better
working world

2016年7月20日、待望の日印社会保障協定の発効日が発表されました。同27日には、GST導入のための憲法修正案の変更が閣議承認され、モンスーン国会での同案の上院通過が期待されています。本稿では、社会保障協定発効後、現在の駐在員、過去の駐在員、未来の駐在員に分けて、対応方法の概要を取り上げました。また、GSTで予想されるコンプライアンス対応にはIT戦略が欠かせません。主要なITプロセスにおける考慮事項を取り上げました。

1. GST導入のための憲法修正案の変更を閣議承認

2016年7月27日の閣議で、GST導入のための憲法修正案(第122次改正)の変更を承認しました。主な内容は次の通りです。

1. 物品のあらゆる州またぎ供給に提案されていた1%の追加税を廃止
2. GST導入により州政府が歳入の損失を被った場合、最初の5年間、全額補償

国家財務大臣と州政府財務大臣間の会議の中で、GST税率の上限を憲法に盛り込まないことや紛争解決方法について合意に達しました。

変更点の閣議了承により、8月第1週早々にも、ラージャ・サバー(上院)に憲法修正案上程の道を開いたこととなります。3分の2の多数決で上院通過後、法案はローク・サバー(下院)に提出され、承認されます。モンスーン国会は2016年7月18日に始まり、同8月12日に終了します。詳細はこちらのリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

2. 日印社会保障協定発効 - インド駐在員の今後の対応方法

日印社会保障協定が2016年10月1日から発効されます。今後の対応方法を検討する必要があります。

現在、PFを拠出している駐在員	赴任中PFを拠出し、すでに帰任された駐在員	新駐在員
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 日本で適用証明書を申請 ▶ 積立基金および年金基金への拠出を2016年10月1日の発効日から直ちに停止 ▶ 今後は適用除外者として、Form IW-1で駐在員の報告を継続 ▶ 帰任後、これまでの拠出額を直ちに還付請求可能 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 拠出してきた積立基金の還付申請 ▶ 駐在員のインド銀行口座あるいは雇用者口座に還付受給 ▶ 年金受給資格を検証し、適格被雇用者については受給申請 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ インド赴任前に、日本で適用証明書を申請 ▶ インドで社会保障制度に基づく拠出は不要 ▶ 適用除外者として、Form IW-1で新駐在員の情報を提供

協定上の給付を確保するためにケース別にレビューする必要

なお、2014年8月にPF法が改正されました。同年9月1日以降に駐在、PF加入された方は退職年金(EPS)への拠出はなされていないので、積立基金(EPF)のみ還付請求すればいいことになります。

拠出額	2014年8月31日までに加入した駐在員	2014年9月1日以降に加入した駐在員
積立基金(雇用主負担)	月次給与の12%	月次給与の12%
積立基金(従業員負担)	月次給与の3.67%	月次給与の12%
退職年金(雇用主負担)	月次給与の8.33%	なし
合計	月次給与の24%	月次給与の24%

適用証明書の取得方法等については次のリンクをご参照ください。[海外に居住する方 | 日本年金機構](#)

3. GST 対応で求められる IT プロセス

インドの GST 導入による恩恵を最大限享受するには、複雑なコンプライアンスを適時かつ確実に遵守することが必要になります。そのためには IT 戦略が欠かせません。ここでは、主要な IT プロセス毎に考慮すべき事項を取り上げます。

B2P (購入から支払い)

- ▶ GSTフィールドを入力することができるように、仕入先登録フォームにおける変更
- ▶ 既存仕入先のGST登録番号を入力できるように、仕入先マスタにおける変更
- ▶ 発注依頼フォームや発注における変更(例: GSTデータフィールドの登録、請求先/出荷先の場所、HSコード分類のためのフィールドの登録)
- ▶ 税務マッピングテーブルにおける変更(例: 税率を用いての税額計算)
- ▶ 購入報告書における変更、例えば物品購入やサービス購入記録において、システムにGSTの追加フィールドを盛り込む必要
- ▶ 請求書、赤伝のフォーマットの変更
- ▶ リバースチャージサービス税が州毎のリバースチャージGSTに変更(税務マッピングテーブルの変更も必要)
- ▶ システム上、仕入税額控除の割当てと記録における変更
- ▶ 税目コードの変更

I2C (請求書から入金)

- ▶ GSTフィールドを入力するための顧客登録フォームにおける変更
- ▶ 既存顧客のGST登録番号を入力できるように、顧客マスターにおける変更
- ▶ 売上注文書、作業指図書フォーム等(例: GSTデータフィールド、請求先/出荷先の場所、HSコード分類のためのフィールドの登録)における変更
- ▶ 税務マッピングテーブルにおける変更(例: 税率を用いての税額計算)
- ▶ 売上インボイス、請求書、赤伝等のフォーマットの変更
- ▶ 売上報告書における変更、例えば物品の供給やサービスの供給記録において、システムにGSTの追加フィールドを盛り込む必要
- ▶ 税目コードの変更

会計及び他の変更

- ▶ 勘定コード表の変更
- ▶ 在庫移動の文書フォーマットの変更
- ▶ 各支店のGST登録番号をシステムに更新
- ▶ 在庫移動の入在庫記録の変更(関連のGSTの変更)

4. 企業省は会社法審判所と会社法控訴審判所が従うべき規則を通知

本稿は、2013年新会社の対応する規定に基づく企業再編において会社法審判所(以下NCLT)が指定している手続要件に関し、先に企業省(MCA)が発表し、パブリックコメントを募っていたドラフト版のNCLT規則との、主な違いについて要約したものです。

NCLTはCLB(会社法委員会)に代わって2016年6月1日に設置されました。今後は、高等裁判、産業財政再

建委員会(BIFR), 産業金融再生上告機関(AAIFR)の事案も含め、管轄します。

しかし、これら前述の機関で係争中の事案の経過規定や、会社の株式資本の減少(減資)に関する規定に関しては明確化が待たれています。詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

5. 2016年会社法(株式資本及び社債)の第3次改正規則

インド企業省(MCA)は、現行の2014年会社法(株式資本と社債)規則(プリシパル規則)を更に改正するため、2016年会社法(株式資本と社債)第3次改正規則(改正規則)を発行しました。主な改正点の概要は以下の通りです。改正規則は、官報発行日から施行となります。原文はこちらをクリックください。[here](#)

▶ 異なる権利付資本株式(Equity Shares with differential rights)

優先株に対する配当支払いの不履行、公的金融機関/州レベルの金融機関/指定銀行ローンに対するタームローンの返済や利子支払いの不履行、従業員に関連する法定期限の到来した当局に対する支払いの不履行、投資家育成保護基金への拋出の不履行のあるすべての会社は、その**支払不能が履行**された会計年度末から5年の満期で、異なる権利付の株式を発行することが出来る。

▶ スウェット・エクイティ・シェアの発行(Issue of Sweat equity shares)

2016年2月17日付通達GSR180(E)にある通り、産業政策推進局(DIPP)によって定義されるスタートアップ企業は、設立日又は登記日から5年間、払込資本の50%を超えない範囲で、スウェット・エクイティ・シェアを発行することが出来る。

▶ 従業員ストックオプションの発行(Issue of employee stock options)

DIPPによって定義されるスタートアップ企業は、発起人か、発起人グループに所属している従業員に対して、自身か、家族または法人を通じて、設立日又は登記日から5年間、直接的又は間接的に、企業の発行済株式を10%超保有している取締役に対して、従業員ストック・オプションを発行することが出来る。

▶ 優先基準の株式の発行(Issue of shares on preferential basis):

- 部分的に払い込まれた証券を優先割当時に非上場会社が全額払い込む義務を定めたコンプライアンス規則が除外された。
- 非上場企業は、発行済み転換社債の転換に応じて、次のいずれか時点で前もって優先的に株式の価格を決定する権利を保有することになる。つまり登記された評価人の評価報告書に基づいて転換社債が発行された時点、あるいは転換社債の保有者が、株式に転換する権利を得る時から起算して、60日以降である場合、登録された評価人の評価報告書に基づいて、転換社債の保有者が、株式に転換する権利を得る時までの日数が30日以降の時点、のいずれかの時点である。また更に、企業は、転換社債の発行時に価格決定方法を選択し、説明書に開示する義務を負う。

▶ 株式資本の変更に伴う登記局への通知義務(Notice to Registrar for alteration of share capital)

株式資本を保有せず、社員数を増加している企業は、電子的に、その変更通知を企業登記局に提出する義務を負う。

▶ 社債(Debentures)

- 持株会社、子会社、関連会社の財産又は資産を担保に入れることによって、担保付社債を発行することが現在可能である。
- 担保社債発行にあたり、社債の受託者のために入れられる抵当や担保に対しては、当該企業、その持株会社、子会社、関連会社また別法人の全ての特定動産が充当され得る。
- 社債償還準備金の創設に関する条件が改正された。

6. インド税務当局は、インドでの株式買戻税額算定のドラフト規則を発表

インド税法は、国内会社が非上場株式を買戻しする際に生ずる分配所得に 20%の株式買戻税 (BBT)を規定しています。「分配所得」は国内会社が株式の買戻しに支払う対価と買戻される株式の発行価額との差額と定義されます。異なる対価で株式を分割発行する場合、税務に影響しない(税務中立)企業再編で一方の会社の既存株式の代わりに株式が発行される場合において、国内の会社が受領する金額の算定において不明確なところがありました。

2016 年、インド税法が改正され、直接税中央委員会 (CBDT) は、買戻される株式の発行価額の算定ルールを策定できるようになりました。それに伴い、CBDT は最近、買戻される株式の発行価額の算定のため、株式買戻税のドラフト規則を発表しました。

BBTドラフト規則では、プレミアム付株式の発行、合併、会社分割、社債転換時(の株式の発行)、株式資本の部分返還、対価なしの株式の発行等の様々な状況で国内会社が受領する株式発行価額の算定方法を規定しています。

2016 年 7 月 31 日まで BBTドラフト規則に対するステークホルダーのコメントや提案が一般公募されています。詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

7. CBDT は 2016 年所得申告スキームの FAQ 第 4 弾を公表

本稿は直接税中央委員会 (CBDT) が発行した最近の通達を要約したもので、2016 年所得申告スキームに関する FAQ の形式で CBDT による明確化が行われています。

上記スキームは、2015 年ブラックマネー法のもとで時限コンプライアンス窓口を設置したのと類似しており、2016 年財政法 9 章で導入されたものです。スキームでは、過去、全額納税してこなかった納税者は、届け出て、これまでに非開示の所得を申告納税することができます。その非開示の所得や申告した資産価額の総額 45%に相当する税金、サーチャージ、ペナルティを納付時、納税すると、スキームを利用して申告した所得や資産に関しては、所得税法、富裕税法、マネーロンダリング法上のペナルティや起訴を免除されることになります。このスキームは 2016 年 6 月 1 日から 9 月 30 日まで実施されており、税金、サーチャージ、ペナルティは 2016 年 11 月 30 日までに納付しなければなりません。詳細はリンク先をご覧ください。

[Please click here to access the alert.](#)

8. インド政府は所得計算開示基準 (ICDS) の施行を 1 年延期、2016-17 年度から

インド政府は 2016 年 7 月 6 日付けでプレスリリースを発行し、2015 年 3 月 31 日付けの通達で発表した 10 の所得計算開示基準 (ICDS) の適用開始日の延期を表明しました。詳細はリンク先をご覧ください。

[Please click here to access the alert.](#)

コメント

GSTの導入時期が否応なく近づいてまいりました。GSTはインドビジネスを大きく変える位のインパクトを秘めています。事業計画や利益計画も、別途モデルGST法をベースに策定しなければならない時期が近づいているといえるでしょう。私どもは、GST導入によるインパクトの見える化、対応方法の策定、実施へ向けたお手伝いを行っております。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。